

## 令和8年度捕獲・担い手モデル事業

### ① 前橋市柏倉地区イノシシ・シカ捕獲等事業仕様書

#### 1 目的

令和8年度捕獲・担い手モデル事業にともない、既存の捕獲体制（市町村長が任命する市町村鳥獣被害対策実施隊・捕獲隊）と民間事業者との連携・協力した捕獲体制の構築に係る問題点や課題を探るため、捕獲事業の実証を行う。

- ① 豚熱（CSF）発生農場周辺におけるイノシシをはじめとする大型獣の生息数を減らし、豚熱被害リスク及び農林業被害を軽減するため捕獲をおこなう。

#### 2 実施区域

- ① 前橋市柏倉町地内養豚場周辺2箇所。（箱わなの設置場所の指定あり）

#### 3 契約期間

契約日から令和9年3月11日まで

#### 4 業務内容

##### ① 前橋市柏倉地区イノシシ・シカ捕獲等事業

###### (1) 業務計画の作成

下記の事項を記載した業務計画を作成し、契約後10日以内に委託者へ協議を行い、承認を受けること。

- ア 実施概要
- イ 業務行程図
- ウ 捕獲計画（実施地域・期間、使用猟具、捕獲個体の処理方法等）
- エ 捕獲組織図（緊急時の連絡体制を含む）
- オ 安全管理方法

###### (2) 野生鳥獣の捕獲

- ア 捕獲方法 わな
- イ 捕獲目標頭数 イノシシ 5頭
- ウ 作業数量
  - (ア) わなの設置基数 2基・10カ月とする。（わな設置場所の指定あり）
  - (イ) 捕獲個体処理 イノシシ5頭とする。
  - (ウ) 試料採取 捕獲されたイノシシを対象に試料採取を行う。（想定捕獲個体5頭）
- エ 捕獲個体の処理
  - (ア) 捕獲個体記録用紙の作成  
捕獲した全ての個体について計測を行い、次に掲げる事項を記載した捕獲個体記録用紙（様式①号）を作成する。
    - a 個体番号
    - b 捕獲年月日
    - c 捕獲者氏名
    - d 捕獲方法
    - e 檻No
    - f 性別
    - g 齢級

(イ) 写真撮影及び血液採取  
捕獲した全ての個体について、背景が写った状態での写真撮影を行う。また、イノシシについては可能な限り採材（血液）を行い、中部農業事務所 家畜保健衛生課へ持ち込む

(ウ) 処分

(ア) 及び (イ) の処理が終了した後に、クリーンセンターへ搬入し、適切に処分を行う。

オ CSF等防疫措置

「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」(令和2(2020)年3月、環境省・農林水産省) に準じて防疫措置を行うこと。

(3) 作業記録の提出

下記の書類を作成し、当該月分を翌月15日までに委託者へ提出する。ただし、実績がないものは不要とする。

ア 捕獲個体記録用紙(様式①号。電子データでの提出可)

イ 捕獲個体情報一覧表(様式②号。Excelデータでの提出)

(4) 業務報告書の提出

全ての捕獲作業終了後に、(1)の業務計画を実績内容に修正のうえ、以下のとおり添付書類を作成し、契約期間満了までに提出すること。

ア 添付書類

(ア) 捕獲個体情報一覧表(4(3)イをとりまとめたもの)

(イ) 業務における要望・問題、改善点

イ 提出媒体及び部数

紙媒体(1部)及び電子データにより提出するものとする。

## 5 留意事項

(1) 法令遵守

ア 受託者は、事業の実施に当たって、法令及び条例等を遵守しなければならない。

イ 事業実施のため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、原則、受託者が行う。

なお、問題等が生じた場合には、速やかに委託者に報告し、対応を協議すること。

(2) 安全管理

ア 受託者は、事業の実施に当たり、事業実施地域の関係者、通行者、捕獲従事者等への周知及び安全確保に努めなければならない。

イ 受託者は、作業実施中に事故が発生した場合は、速やかに事故の対応を行い、同時に委託者に連絡する。委託者の指示があったときは、その指示に従うこと。

ウ 受託者は、地域住民等から本事業に関する苦情を受けた場合には、速やかに委託者に報告すること。

(3) 従事者証の返納

ア 受託者は、捕獲に関する業務が完了した場合には、効力が失われた日から30日以内に、従事者証を返納する措置を講じること。

イ 受託者は、契約書第5条の規定に基づき事業が中止された場合又は契約書第6条に基づき契約が解除された場合(以下「契約が終了」という。)には、契約が終了した後速やかに従事者証を返納する措置を講じること。

(4) 著作権の取扱い

本業務により創作した著作物の著作権(著作権法(以下「法」という。)第21条の複製権、法第22条の上演権及び演奏権、法第22条の2の上映権、法第23条の公衆送信権等、法第24条の口述権、法第25条の展示権、法第26条の頒布権、法第26条の2の譲渡権、法第26条の3の貸与権、法第27条の翻訳権、翻案権等並びに法第28条の二次的著作物の利用権)は

委託者に帰属する。

本業務により収集した著作物及び情報を受託者が活用しようとする場合は、委託者と協議を行うものとする。ただし、本業務の目的を達するために必要な範囲での著作物の利用については、原則として委託者との協議を要しない。

(5) その他

ア 受託者は、委託業務を他の認定鳥獣捕獲等事業者へ委託してはいけない。

イ 事業の実施に当たり本仕様書に定められていない事項について定める必要が生じた場合、又は本仕様書に定められている事項について、疑義や変更する必要が生じた場合は、両者で協議の上、決定する。